

## 第6章 税務行政の概要

税務に携わる者は、まず、現在の税法における課税と納税の仕組みがどのようなになっているかを知らなければならない。現行税制の下でどのような仕事をしていくか、そのあらましをつかむことがこの章の目的である。

### 第1節 国税庁の任務

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っている。そして、その活動のために必要な経費を賄う財源が税金である。公共サービスが税金によって円滑に提供されるよう、日本国憲法は国民の義務の一つとして納税の義務を定め、国税庁には税金を徴収する権限が与えられている。

国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することにある。そして、上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることについて、透明性と効率性に配意しつつ、遂行することとしている。この任務を果たすために、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）を行っている。また、同条により定められた任務である「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」にも努めている。

#### 【参考】国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

##### （事務の実施基準）

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

##### （準則）

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配意しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

##### イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力

及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

## 第2節 申告納税制度を支える二つの柱

国税の多くは、納税者自らが、税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用している。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的である。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していた。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになった。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的にかつ適正に履行することが必要である。このため国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い、手続等の明確化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っている。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力・協調も必要である。更に、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、納付がない場合には、滞納処分を実施するなど、確実に税金の徴収を図ることが必

要である。このため国税庁では、是正が必要な納税者に対して的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の個々の実情も踏まえた上で、法令等に基づき、厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っている。

以上のとおり、申告納税制度を支える柱としては、①納税者サービスの充実と②適正・公平な税務行政の推進が挙げられるが、この申告納税制度における申告納税方式の代表的な租税である所得税を採り上げ、納税者が行う申告と納付、これに対する税務署の仕事について説明することとする。

### 第3節 所得税の申告から納付まで

所得税でも、課税対象である所得の種類に応じて、いろいろな納税者がある。この中から個人で営業している小売業者の場合を例にとってみよう。

#### 1 納税者の申告と納付

所得税は、所得があれば課税される。具体的には、所得が一定の水準に達したときに申告の義務が生じ、納付を行うこととなる。その内容を、もう少し詳しく見て行くと、次のとおりである。

##### (1) 課税される所得

小売業者の場合、商売によって得た所得は、事業所得と呼ばれる。この所得の金額は、1年間の総収入金額から必要経費を差し引いて計算する。事業所得以外に、例えば家賃収入などがあれば、それらも合算して総所得金額を計算する。これから、各種の所得控除をしたものが課税所得であり、これに税率を適用することになる。

##### (2) 納税義務の成立

所得税法では、毎年1月1日から12月31日までを1期間として所得や税額の計算が行われる。これは暦の期間と同じところから、暦年課税と呼ばれる。したがって、所得税の納税義務は、暦年の終わったとき、すなわち12月31日を過ぎた時に成立することになる。

ただし、所得税には予定納税制度があり、前年の課税実績を基準として年間の税額を算出し、その3分の1ずつを7月末と11月末に納めることになる。これについては、課税事実が明白なので、納税者の特別の手續なしに6月30日を過ぎた時に納税義務が成立し、同時に納付すべき税額も確定する。

##### (3) 申告

暦年が終わった時に成立した納税義務は、納税者の申告により納付すべき税額が確定し、具体化される。

この申告手續を「確定申告」といい、それを行う期間は翌年の2月16日から3月15日までである。

事業所得者で確定申告をしなければならないのは、1年間の所得が税法で決められた基礎控除、配偶者控除、扶養控除その他の所得控除の額の合計額を超えている人である。しかし、このような人でも、配当所得があつて、配当控除をすると税金がなくなるような場合は、申告の必要がな

い。

このように確定申告は、一定の額を超える所得のある人が行うものであるが、予定納税を済ませている者の課税所得が、業況不振、災害などのために申告を必要とする所得金額に達しなかったり、欠損が生じたりした場合は、予定納税分について納め過ぎが生ずる。このような場合は、申告をすることにより納め過ぎの税金の還付を受けることができる。確定申告は、このように営業者にとって税金の総決算である。

申告書は、一定の様式で作成されており、毎年申告が必要な者（e-Taxの利用者等を除く。）については、時期になるとその用紙と説明書が納税者に送付される。申告納税制度であるから、納税者が自分で所得を計算し、記入して3月15日までに税務署宛に提出することになる。

所得税法は、所定の帳簿を備え付けて、毎日の取引を正確に記録し、その帳簿記録に基づいて申告する場合には、税務署長の承認を受けて青色の申告書により提出することができる制度を設けている。これを青色申告制度といい、青色申告をする人に対しては、税法上種々の特典が与えられ、例えば、青色事業専従者の給与（家族従業者についての給与）は実態に即して必要経費に認められ、また、帳簿を調査した上でないと、更正されない等の特典が与えられている。なお、帳簿についても複式簿記帳簿ではなくて単式の簡易帳簿によることが認められている。

#### (4) 納 付

##### イ 納期限と延納等

確定申告の期限である3月15日が、そのまま納期限とされている。

確定申告により納付する税金の2分の1以上を3月15日までに納付すれば、その残額は5月31日まで納付を延期することができる。これが延納の制度であって、申告時に税務署長に対して延納の届出をすれば、この適用が受けられる。ただし、この延納期間中は利子税がかかる。

なお、期限内納税を促進するために、納税貯蓄組合の制度が設けられている。これは、納税者がグループを作って、日掛け、月掛けで納税資金を貯蓄し、納期には確実に納められるようにするためのものである。

また、納税者の手数を省くなどのため振替納税制度が設けられ、全国的に普及している。この制度は、あらかじめ納税者の指定した金融機関において、納期の都度税務署から送付された納付書により、その納税者の預金口座から、税金相当額が自動的に納税されるものである。この税金の領収証書は、その金融機関から納税者へ直接送られる。

##### ロ 取扱機関

税金の収納を取り扱うのは、日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店）である。一般の銀行の本店や支店は、日本銀行の代理店又は歳入代理店となっているから、そこへ納付してもよいわけである。しかし、信用金庫の一部や信用組合のほとんどは、歳入代理店に指定されていないから、これから更に正規の取扱機関に振り込まなければ、納付したことにならない。

また、税務署の徴収関係の職員は、税務署の窓口で、あるいは納税者宅に出張して国税の収納を扱う。この職員を「国税収納官吏」といい、上記と同様に取扱機関の一つである。

なお、納付は、後述する電子納税及びコンビニエンスストアへの納付の委託（納付税額が30

万円以下の場合に限る。)によることもできる。

ハ 国庫収入

納税者から納められた税金は、一旦国庫の「国税収納金整理資金」という勘定に受け入れられる。

これから納め過ぎになっている税金等を納税者へ返して、残りを歳入（租税及び印紙収入の科目）に組み入れることになる。

(5) 税務署の事務

納税者の申告に伴う税務署の事務を説明すると、次のようになる。

イ 申告相談

先に述べたとおり、申告納税制度では、納税者が自発的に申告、納税することが建前である。しかし、小規模な事業者などの場合、所得の計算や申告書の書き方について、自分では難しいという人がかなり多い。

このような申告に不慣れな人たちのため、確定申告期間中、申告や納税についての相談を行っている。このような相談は、税務署だけでなく、市町村や税理士会などでも行っている。

なお、確定申告期間中は、個別の納税相談の他、説明会や電話相談、インターネット（タックスアンサーなど）、テレビ、ラジオなどで、確定申告の説明やPRを積極的に行っている。

ロ 申告書の整理

申告所得税の納税者は、営業者だけに限らず、農業や医師、作家などの事業の所得者、その他所得者（譲渡、不動産、山林、配当、給与等の所得者）もあるから、その数は膨大なものとなり、確定申告時期はいわゆる税務繁忙期となるのである。

このようにたくさんの納税者から確定申告書が提出されると、順次その整理を行っていくことになる。

ハ 徴収カードの整理

個人課税部門から申告書が回付されると、管理運営部門では、その申告書に基づき納税者ごとに徴収カードを作成する。

徴収カードには、納付すべき税金の額（徴収決定済額）を登載する一方、税金が納付された結果、銀行等から送付された領収済通知書及び国税収納官吏から提出された領収済報告書（これらを併せて「収納原符」という。）に基づき収納済額の整理を行うこととなる。

このように、徴収カードには、納税者個々の納付実績が記録される他、納期限までに完納しない納税者に対する事後処置、例えば、督促状の発付実績など主要事項が記載される。

徴収カードは、租税債権及び債務を管理する基本台帳として極めて重要なものであるが、現在ではその大部分の事務は、コンピュータにより処理している。

ニ 税金の還付

既に述べたように確定申告によって納税者に還付すべき税額が生じ、また申告書の計算の誤りによって税金の納め過ぎが出ることがある。

納め過ぎになっている税金は納税者に返さなければならないが、この返す金額のことを還付

金という。還付金は、他に未納の税金があるときは、まずそれに充当する。未納分がないときは、還付金の支払を行う。

なお、還付金の支払決定等の日に一定の要件を満たしている場合には、還付加算金が加算される。

## 2 税務署の調査と更正決定

納税者の申告が税法に従って適正に行われているかどうかを調査し、所得の申告漏れや計算の誤りがあれば是正する処置を講ずる。このような申告漏れや申告の誤りを是正することは、申告納税制度を支え、課税の公平を図る上で必要なことである。

そこで、調査等の事務が、税務署の重要な仕事となる。

所得税における営業者に対する調査とその事後処理について、そのあらましを述べると次のとおりである。

### (1) 調 査

調査は、納税者の申告の誤りを是正するため厳正に行わなければならないが、その反面、調査を通じて納税者がその後は正しい申告をするように指導することも必要である。

税法では、税務職員が調査をするに当たって、納税者等に対して質問や検査をすることができる旨を定めている。税務職員がこのように質問検査をすることができる権限を質問検査権という。職員が質問検査権を行使する場合には、必ず「質問検査章」を携行することとしている。

税務職員の質問検査権は、納税義務の適正な実現という行政上の目的を実現するために税務職員に対し認められたものであり、質問・検査の相手方が質問に答えなかったり、偽りの答弁をしたり、あるいは検査の拒否、妨害をした場合には、罰則がある。

#### イ 申告審理

申告審理は、実地調査等の必要が認められる者を選定するため、法令に基づき提出された法定調書及び収集等した課税資料を基に、納税者の申告内容が適正か否かを審理するものである。

#### ロ 事後処理

申告審理の結果、申告漏れや税額計算に誤りのある納税者に対しては、電話や文書により、場合によっては来署を求め、修正申告を勧め、又は更正等の処分を行う。

#### ハ 実地調査

提出された確定申告書について、各種資料の突き合わせ等により検討した結果、調査を行う必要があると認められるときは、実地調査を行う。実地調査では、通常の場合、納税者の自宅又は事業所において、帳簿、取引の証拠書類、棚卸資産の在庫の状況等を調査し、所得金額等を確認する。これによって申告漏れが判明したときは、ロの場合と同様に修正申告を勧め、又は更正等の処分を行う。

なお、納税者の事業規模が特に大きいか、申告漏れが特に多いと見込まれるなど一般の調査よりも一層充実した調査を必要とするものについては、特別調査を行うこととしている。

## (2) 更正及び決定

更正とは、申告書の提出があった場合、それに記載された課税標準や税額などの計算が税法に従っていなかったとき、あるいは調査によって申告漏れが判明したときに、それらを正当な金額に直す行政処分である。

決定とは、申告の義務があるのに申告書の提出をしなかった場合に、税務署の調査によって課税標準や税額を決める行政処分である。

一度更正や決定を行った後においても、その後の調査によりなお適正ではないという場合は、更にそれを更正する処分を行うが、これが再更正と呼ばれるものである。

また、納税者は誤って過大な申告をした場合、又は課税標準等の計算の基礎となった事実が無効などの理由によりその経済的成果が失われた場合には、一定の期間内に税務署長に対し課税標準・税額などの減額をすべき旨の請求をすることができる。これを更正の請求と呼んでいるが、納税者から更正の請求があった場合には、その内容を調査し、更正すべき理由があれば減額の更正を行わなければならない。

以上の処分は、税務署長の権限において行うものであり、税務署長以外の者は行うことができない。例えば、外国人の所得税調査は、原則として国税局の課税部で行うが、その調査に基づく更正、決定は税務署長が行うのである。したがって、これらの処分をするときは、必ず税務署長の決裁を受けなければならない。

更正、決定は、多くの場合、納税者の所得を増額して税金の追徴を行うものであり、納税者としては、申告をした税額につき税務署長の処分が行われるまでは、不安定な状態に置かれるわけである。また、更正により税金を減額し、還付することもあるが、納付された税金についていつまでも不安定な状態におくのは国の側にとっても好ましくない。そこで、こうした状態を長く続けないようにするため、更正、決定を行う期間については制限が設けられている。

すなわち、原則として、更正、決定は申告期限から5年（ただし、偽りその他不正の行為により税金を免れた者に対する場合は7年、平成23年12月1日以前に申告期限が到来した所得税に係る増額更正等については3年等となる。）を過ぎると、もはや処分ができないことになっている。

更正、決定が行われた場合は、納税者が当初正しい申告をしなかったという意味で、本税の他に加算税がかかることになっている。加算税には三つの種類がある。

まず過少申告加算税は、期限内申告があったものにつき更正した場合に、更正によって追徴する税額の10%（一定の要件に該当する部分の追徴税額については、15%）の割合でかかるものである。

第二に無申告加算税は、無申告のため決定した場合や期限後申告があったものにつき更正した場合に、本税額の15%の割合でかかるものである。

第三に重加算税があるが、所得計算の基となる事実を仮装し、あるいは隠ぺいした場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えてかかるものである。その割合は過少申告の場合は追徴税額の35%であり、無申告の場合は40%である。

### (3) 罰則と犯則調査（査察）

悪質な脱税者、すなわち偽りその他不正の行為によって税金を免れた者に対しては、社会的制裁として刑罰が加えられる。それは犯罪として取り扱われ、懲役や罰金の刑が科されるのである。

この罰則は、その納税者だけに限らず、脱税を手伝った関係者に対しても適用がある。また罰金等は、刑罰として行われるものであるから、脱税額及び加算税の追徴が別に行われることはいうまでもない。

このような悪質脱税者については、一般の調査ではなくて、犯則調査が行われることがある。これは査察と呼ばれるものであり、国税局の査察官が行う。これは裁判官の許可状をもって強制調査を行うもので、それについて犯則の事実をつかめば検察官に告発する。そうして検察官が起訴すると裁判にかけられるわけである。

### (4) 税務職員の秘密を守る義務

国家公務員に対しては、一般的に公務に関するものとして、国家公務員法第100条第1項の規定により、職務上の秘密及び職務上知り得た秘密について守秘義務が課されるのであるが、更に税務職員に対しては、国税通則法において一般公務員の場合より重い罰則規定が設けられており、秘密の保持が厳しく要求されている。

これは、税務職員の取り扱う事務が、国民の財産に関する極めて重要性の高いものであるということによる。したがって、調査上知り得た秘密はもちろんのこと、納税者の所得内容等を表示する申告書、調査決議書及びその他の関係書類を取り扱うに当たっても守秘義務に反しないよう十分に配慮しなければならない。



## 第4節 滞納整理事務

所得税にしてもその他の税金にしても、申告によって納めるべきこととなった税金を納期限までに完納しないと、滞納ということになる。更正や決定による税金を、指定された納期限までに納めない場合も同様である。

これらの滞納に対して、税務署はどのような徴収に関する事務処理を行うかについて、以下説明してみよう。

### 1 督 促

納期限までに税金が完納されないときは、まず、納期限から50日以内に納税者に対して督促状で督促を行う。

督促状の発付は、その後の差押え等の滞納処分の前要件となるものであるから、重要な手続である。この仕事は、管理運営部門において徴収カードにより未納税金があるかどうかの調査が行われ、未納税金があるときに、同部門で督促状を作成し、納税者に発送される。

なお、滞納税額については、法定納期限の翌日から延滞税がかかるが、これは、遅延利息の性格をもった税金で、納付の日までその日数に応じて課される。

### 2 滞 納 処 分

滞納が発生すると、徴収部門において滞納整理を行うが、これは、納税者に対する催告、現金徴収、差押え、換価の猶予、換価（公売）等の一連の仕事から成り立っている。

これらのうち、差押え、換価等のように、強制力によって税金の徴収を図るものが、滞納処分である。

#### (1) 差 押 え

滞納者の財産差押えは、督促状を発してから10日を過ぎると、実施することができる。実際に差押えを行うには、その対象とすべき財産の所在等を調査しなければならない。したがって、滞納者宅の臨戸や滞納者等との面接が必要となり、場合によっては所要の捜索を行うこともある。

差押えの方法については、動産、不動産、債権、無体財産権（特許権、電話加入権等）の財産の種類に応じて、それぞれ別個の方法が定められている。

#### (2) 換 価

差し押さえた財産はこれを金銭に換えて滞納国税に充てることとなるが、差押財産を金銭に換えることを換価という。換価には、売却すること（公売）と取立てをすることの二つの方法がある。

なお、財産の換価により事業や生活に差し障りがある場合や、直ちにその財産を換価するよりも猶予することが国税の徴収上有利である場合には、換価を猶予することができる制度がある。

### 3 国税の優先権

滞納者の財産が滞納処分や強制執行により換価された場合、原則として、国税は全ての公課や他の債権に優先して徴収する。この原則に対しては、国税の法定納期限等以前に設定等がされた質権、抵当権及び担保のための仮登記による被担保債権は、国税に優先するという

例外がある。

なお、国税と地方税との関係は、原則的に同順位となっているが、差押え又は交付要求を先に行ったものが優先することとされている。

#### 4 第二次納税義務

滞納者について滞納処分を行ってもなお滞納が残ると認められる場合には、その滞納者以外の者に二次的に納税義務を負わせることができる。例えば、滞納者が無償又は著しく低い額の対価による財産の譲渡等の処分をしたことにより徴収不足が認められる場合には、その処分によって財産を取得した者は、その処分により受けた利益を限度として第二次納税義務を負うこととなる。

第二次納税義務者に対しては、納付通知書を送達し、その納付の期限までに完納しない場合には、納付催告書により督促をした上で滞納処分を行うこととなる。

#### 5 納税の猶予

納税者がその財産について、風水害、火災等によって損害を受けた場合には、納税が猶予される制度がある。納税者の財産が盗難にあたり、納税者やその家族が病気にかかったり、また、納税者が事業をやめたり、事業上著しい損失を受けた場合についても、同様の制度がある。

納税の猶予は、納税者の申請に基づいて税務署長が行うものであり、猶予期間は、原則として1年以内である。

納税の猶予を行うときは、災害により相当な損失があった場合を除いては、担保を提供させることになっている。

なお、原則として災害等で猶予を受けた場合は、その猶予期間に係る延滞税が免除される。

## 第5節 ICTを利用した税務行政

税務行政においては、国税内部の事務処理をはじめ、納税者の申告・申請等の各種手続やサービスにICT（情報通信技術）を利用し、納税者利便性向上を図るとともに、より効率的な行政事務を推進している。

### 1 事務処理の情報システム化

#### (1) KSK（国税総合管理）システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

KSKシステムの基本的機能は、次のとおりである。

- イ 入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能となる。
- ロ 決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の

選定や滞納整理対象者の抽出の支援など、各種施策の充実が図られる。

- ハ 納税証明書システムを作成することにより、発行の迅速化が図られる。また、随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問い合わせに対して、よりの確かつ迅速に対応できる。

## (2) 行政情報化の推進

事務運営の合理化・効率化を目的とし、職員へ1人1台のパソコンの配備を行うとともに、庁・局・署をネットワークで結び、ファイルサーバ、電子メール及び電子掲示板の基本的な機能の他、文書管理や住宅地図閲覧に係るシステム及び判例等の各種データベースなどのシステムを提供している。

## 2 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

### (1) e-Taxの概要

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者の利便性の向上と事務の効率化の観点から、所得税、法人税、消費税などの申告、全税目の納税（手数料の納付を含む。）、国税関係の申請・届出等（電子納税証明書の請求及び発行を含む。）の手續について、インターネット等を利用して電子的に行うことを可能としたシステムであり、平成16年6月から全国での運用を開始した。

### (2) e-Tax利用の効果

納税者や税理士は、e-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅や事務所などから申告や納税などの手續を行うことが可能となり、また、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用することにより、会計処理や申告等データの作成から送信までの一連の作業を電子的に行うことができるため、事務の省力化やペーパーレス化を図ることができる。

また、税務署では、申告書の収受事務や入力事務などの事務を削減することが可能となる。

### (3) e-Taxの機能構成

e-Taxは、納税者等が申告等データを作成・送信するe-Taxソフト、申告等データの受付を行う受付システム、申告等データの事務処理を行う税務署システムで構成されている。申告等データは、e-TaxからK S Kシステムに引き継がれ、必要なデータ処理が行われている。

なお、納税者等からのe-Taxの使い方に関する問合せに電話で対応する専門窓口として、ヘルプデスクを設置している。

## 3 ホームページによる情報提供

### (1) 国税庁ホームページ

I C Tを活用した広報活動として、平成10年11月から、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）を開設している。

国税庁ホームページは、身近な税の情報や業務内容、統計資料、記者発表資料、法令解釈通達等の情報を提供するほか、所得税等の確定申告書等を作成できる「確定申告書等作成コーナー」を設けるなど、納税者のサービスの窓口としての機能を有している。

なお、平成25年12月からインターネットへのアクセス手段の多様化等に対応するため、携帯電話等用サイトを開設し、利便性の向上を図っている。

## (2) タックスアンサー

国税庁のホームページ及び携帯サイトでは、よくある税の質問に対する定型的な回答を掲載した「タックスアンサー」の設置により、税に関する情報提供を24時間行っている。

このシステムは、年々増加する税務相談の需要に対応するため昭和62年から開始され、導入当初は、簡易定型的な質問について納税者からのリクエストに応じてコンピュータが自動的に電話音声で回答するサービスであった。平成9年には、インターネットを通じて情報の提供をするためのホームページを開設し、平成12年からは、携帯電話からも接続できるようサービスを拡大している。

なお、タックスアンサーのうち、電話音声・ファクシミリによる利用件数は著しい減少傾向にあったことから、平成21年11月末をもって終了した。

## 第6節 不服審査及び訴訟

税務署長が行った更正、決定の処分や滞納処分その他の各種処分に対して、納税者に不服がある場合には、その救済を求める手段として不服申立制度及び訴訟がある。

その概要は、次のとおりである。

### 1 不服申立て

不服申立制度は、簡易迅速な手続による納税者の権利、利益の救済手段であり、これには再調査の請求と審査請求とがある。

#### (1) 再調査の請求等

国税に関する法律に基づき税務署長等が行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて不服を申立てる制度であり、処分を行った税務署長等に対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求のいずれかを選択して行うことができる。

なお、再調査の請求を選択した場合であっても、税務署長等の再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには、国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

(図示：処分を行った者の区分による不服申立先)

処分を行った者	申立先	再調査の請求先	審査請求先
税務署長（一般の処分）		税務署長	国税不服審判所長
税務署長（処分に係る通知書に、国税局職員の調査に基づくものである旨の記載があるもの）		国税局長	国税不服審判所長
税務署長（処分に係る通知書に、国税庁職員の調査に基づくものである旨の記載があるもの）		—	国税庁長官（※）
国税局長		国税局長	国税不服審判所長
国税庁長官		—	国税庁長官（※）
税関長		税関長	国税不服審判所長
国税庁、国税局、税務署及び税関以外の長又は職員		—	国税不服審判所長

(※) 審査請求の手続は行政不服審査法の規定による。

**(2) 不服申立期間**

処分があったことを知った日（その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日）の翌日から3か月以内。

なお、再調査の請求についての決定を経たものは、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内。

**(3) 再調査の請求後、3か月を経過しても再調査の請求について決定がない場合**

再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過してもその再調査の請求についての決定がない場合には、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

**2 訴 訟**

審査請求についての裁決につきなお不服であるときは、裁判所における訴訟ということになる。

訴訟は原則として審査裁決を経た後でなければ、提起することができないが、審査請求をした日から3か月を過ぎても、なお裁決等がないときは、直接訴訟を提起することができる。緊急を要する訴訟の場合等も、同様である。